

愛知県道路位置指定基準

昭和59年2月 施行

平成22年7月 改正

(目的)

第1 この基準は、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、その具体的な基準を定めることにより、良好な市街地を確保することを目的とする。

(道路の基準)

第2 道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4の規定によるほか、原則としてこの基準に定めるところによる。

(接続道路の幅員)

第3 指定道路を接続しようとする道路は、幅員4メートル以上の道路でなければならない。

(指定道路の幅員及び延長の測定)

第4 指定道路の幅員は第1図に示す方法によって測るものとし、指定道路の延長は、接続する道路の側端から、指定道路の中心線によって測るものとする。

(指定道路の区画)

第5 指定道路は、側溝、縁石、コンクリート製表示杭等を設置して、他の土地と区画しなければならない。

2 指定道路を利用することが可能な隣接地が存する場合は、境界沿いにフェンス等を設置しなければならない。

(標示板の設置)

第6 標示板は、接続道路から見やすい位置に第2図を標準として、1カ所以上設置しなければならない。

(指定道路の排水施設)

第7 指定道路には雨水等を有効に排水するため、両側に側溝を設けなければならない。ただし、排水上支障がないと認められる場合は片側側溝とすることができる。

2 側溝はJIS A5372規格品でU-240以上又は、JIS A5371若しくはJIS A5372規格品でL-250以上を標準とし、側溝にふたを設ける場合は、JIS A5372規格品を標準とする。ただし、当該市町村の指示がある場合は、これに従わなければならない。

3 指定道路の側溝は、コンクリート等で保護し、変形破損のおそれがないようにしなければならない。

4 道路側溝又は水路等に土砂の流入のおそれがあると認められる場合は、指定道路の側溝の適当な位置に溜柵等を設けなければならない。

5 側溝及びその他の排水施設は、他の有効な排水施設に接続しなければならない。

(指定道路の構造)

第8 指定道路の構造は、アスファルト舗装とし、第1図を標準とする。

(指定道路のすみ切り)

第9 指定道路のすみ切りは、令第144条の4第1項第2号の規定によらなければならない。ただし、周囲の状況により通行上支障がないと認められる場合は、第3図に示す規模以上の片側すみ切りとすることができる。

(転回広場)

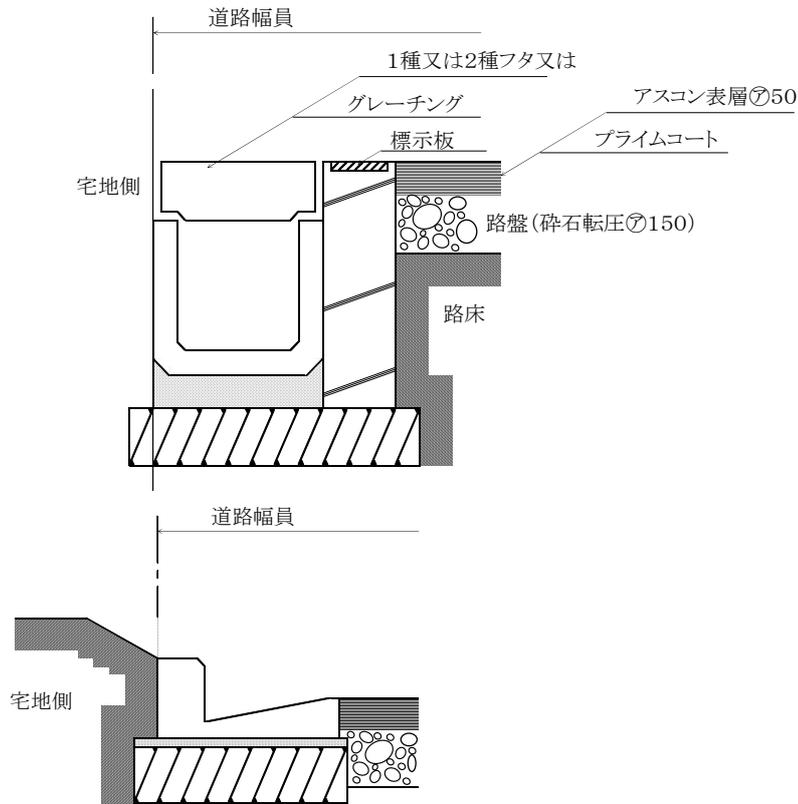
第10 令第144条の4第1項第1号ハの規定による転回広場の間隔及び形状は、第4図を標準とする。

(指定道路を利用する敷地の利用目的、形状及び規模)

第11 指定道路を利用する敷地は、利用目的、形状及び規模をあらかじめ定めていなければならない。

2 戸建住宅の用に供する敷地の規模は、120 m²以上としなければならない。ただし、やむを得ず路地状部分を設けた敷地については、路地状部分を除き120 m²以上としなければならない。

3 連続建住宅の用に供する敷地の規模は、1戸当たり100 m²以上としなければならない。ただし、やむを得ず路地状部分を設けた敷地については、路地状部分を除き、1戸当たり100 m²以上としなければならない。



(第1図) 指定道路の幅員及び構造標準



(例) 指定番号「22○建第3-15号」の場合

(第2図) 標 示 板

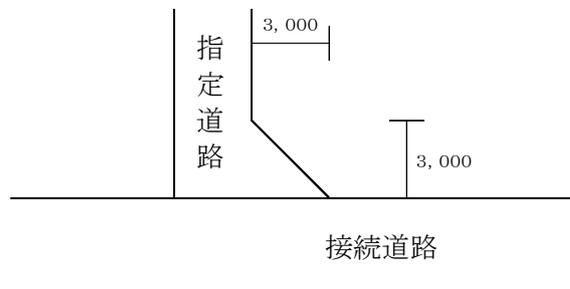
材質：石（人造石を含む）

寸法：65×220mm

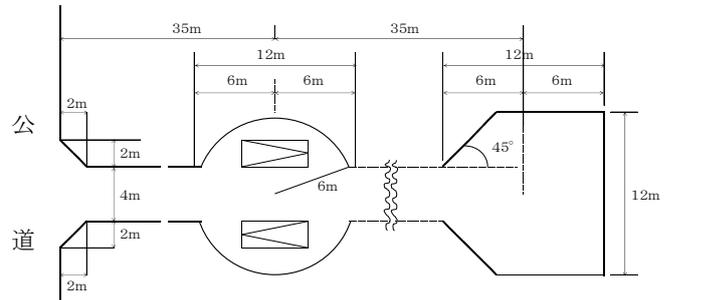
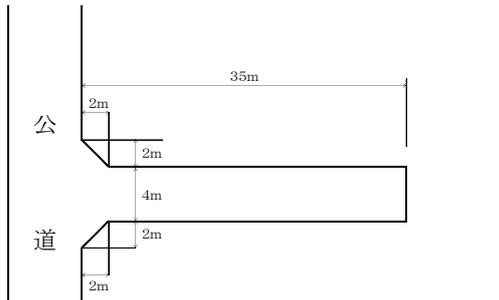
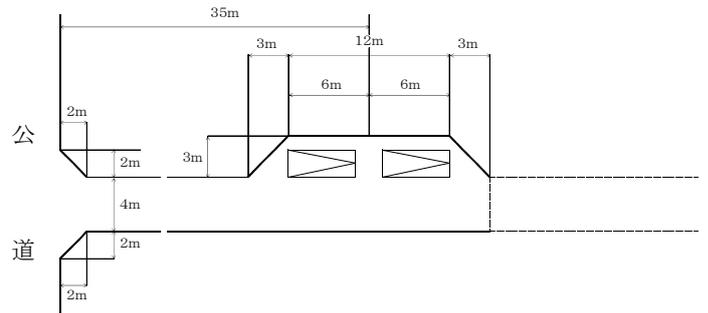
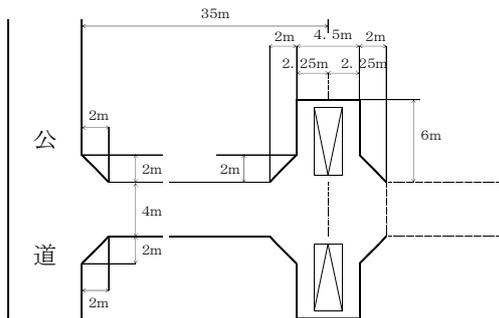
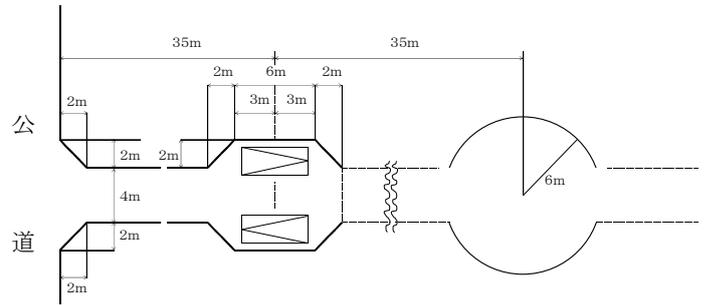
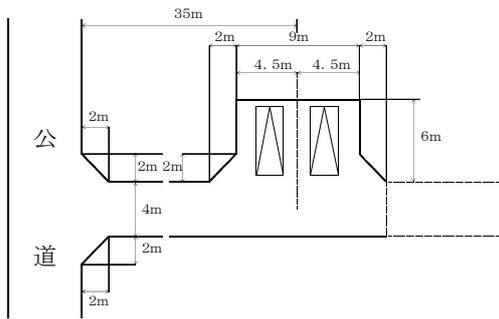
厚さ：20mm以上

文字：彫り込み

*材質及び文字については摩擦、破損の恐れがないと認められる場合はこの限りでない。



(第3図) 片側すみ切り



(第4図) 転回広場の間隔及び形状